

一般社団法人 WoodLife協会 資格者規約

第1条(目的)

一般社団法人WoodLife協会資格者規約(以下、「本規約」とする)は、一般社団法人WoodLife協会(以下、「本協会」とする)の資格者の受講料、資格者の権利義務等、本協会の運営ならびに資格者活動の基本的事項を定めるものである。

第2条(名称)

本協会は、一般社団法人WoodLife協会という。

第3条(資格名称)

本協会の資格名称は、WoodLifeAdviser(以下「資格者」という)という。

第4条(資格者)

資格者は、本協会の目的に賛同して申し込みをし、資格登録に必要な要件を満たしていると本協会事務局より認められた上で、本規約第7条に定める受講料を指定日までに納めた個人とする。

第5条(資格申込等)

1. 本協会のWoodLifeAdviser資格者になろうとする者は、別に定める資格申込書を定められた方法で本協会事務局宛に提出しなければならない。
2. 本協会理事会及び事務局は、前項の申し込みがあったとき、所定の手続きを経た上で資格研修受講の可否を判断し、これを入会申込者に対し通知する。
3. 資格者は、受講料の納入日を申込日とし、資格試験合格通知日を資格取得日とする。

第6条(資格基準)

本協会の資格者から資格取得を希望する者から申し込みがあったとき、本協会事務局及び理事会は、以下の何れかの項目に該当する場合には資格付与を承認しないことがある。

- (1)本協会の趣旨に賛同していないとき
- (2)過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として資格取消処分を受けたことがあるとき
- (3)前条の資格取得申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4)資格者になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
- (5)資格者になろうとするものの事業または商品が本協会の活動の趣旨と利益相反すると予想されるとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
- (6)その他協会が不適切と判断したとき

第7条(資格者受講料・更新料)

1. 資格者の受講料および更新料は次の通りとする。
 - (1)資格者受講料 :20,000 円(税別)
 - (2)資格者更新料 :3,000 円(税別)
2. 資格者は、受講料を納入せず、更新時に更新料を納入しないとき、資格を喪失するものとする。
3. 資格の有効期限が自動更新された場合、更新料は、資格者の指定する口座から自動引き落としとなります。

第8条(資格の更新)

本協会の資格の更新は、自動更新とし、資格更新月の末日までに本協会または資格者のいずれからも更新をしない旨の書面による意思表示がない時は、さらに一年間自動的に更新されるも、その後も同様とします。

(1)一次更新:第5条で定めた資格取得日より一年が満了する月。

(2)二次更新以降:更新日より1年が満了する月とする。

第9条(資格の権利)

1. 資格者は本協会の趣旨および本規約に同意することを前提に、次の権利を有する。

(1)本協会が発信する各種情報の閲覧

(2)本協会の保有データベース情報のうち、資格者に解放した情報の閲覧と利用

(3)本協会が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会などへの資格者割引価格または無償での参加

(4)本協会の趣旨に沿う内容で、かつ、理事会の承認を得ることを前提として、本協会内で委員会、研究会またはワーキンググループなどの形で行われる個別活動の企画提案やこれへの参加。ただし、当該活動は本協会の活動の一部として行われるものとする。

(5)その他、理事会の承認により認められる各種権利

第10条(資格者の義務)

資格者は次の義務を負う。

- (1)本協会の定款並びにその他規則及び議決に従うこと
- (2)本協会の受講料および更新料を納入すること
- (3)本協会からの情報の閲覧については、本協会が定める手順に従うこと
- (4)本協会の資格者同士または資格者と本協会が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該資格者はただちにその報告を事務局に行うこと
- (5)住所・氏名・所属機関など資格者の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を事務局に提出すること。資格者が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本協会はその責任を負わない

第11条(本協会の社員)

本協会における資格者は、本協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員ではない。本協会の一般社団・財団法人法上の社員の選出方法は別途本協会の定款において定める

第12条(本資格制度の資格付与要件)

1. 本資格制度の資格者の取得を希望する者は、
 - (1)専用の資格申込書に必要事項を記入し本協会事務局に提出すること
 - (2)本協会が希望者に対して課す「WoodLifeAdviser研修」を受講し、「WoodLifeAdviser試験」に合格すること
 - (3)本協会が別途定める「受講料および更新料」を納めること

(4)本規約第6条に定める会員資格基準を満たしていると本協会事務局が認めること

第13条(資格申込手続き)

1. 正会員への申込申請は、以下の手順で為されるものとします。

(1)乙のホームページに掲載する「WoodLifeAdviser資格申込書」に必要事項を記載し、本協会事務局に提出します。

(2)申込者は、必要な受講料を、乙が定める方法で納入します。

(3)本協会事務局は、申込書に記載された入会希望者のEメールアドレスに、「木育マイスターテキストURL」「WoodLifeセミナーコンテンツ」「WoodLifeAdviser研修DVD」を送付します。

(4)入会希望者は、「WoodLifeAdviser研修」を受講後、「WoodLifeAdviser試験」を受験し、本協会事務局に送付します。

(5)本協会事務局は、理解度チェックリストの点数及び、本規約第6条に定める会員資格基準を合わせ、合否の判定結果を入会希望者にメールにて送信します。

(6)試験合格者に対して、修了証および認定書を発行致します。

2. 資格者認定通知に記載される申込者の資格取得日日は、試験合格日とします。

第14条(資格解約)

1. 資格者が本協会を資格の解約をしようとするときは、別途定める資格解約届に認定証を添えて本協会事務局に提出しなければならない。また資格者は次のいずれかの一つに該当するとき、資格の解約をしたものとみなす。

(1)個人が死亡または失踪宣告を受けたとき

(2)本協会に登録された連絡先での接触が出来ないことが判明してから3か月以上改善が為されないとき

(3)更新料を納入せず、督促後なお更新料を1か月以内に納入しないとき

2. 本協会は、有効期限の満期での資格解約、あるいは有効期限途中での資格解約、または資格解約理由の如何を問わず、納入された受講料および更新料の返金を行わないものとします。

第15条(資格取り消し)

会員が次のいずれかに該当するときは、本協会はこれを一方的に資格の取り消しをすることができる。

- (1)本協会の定款または規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき
- (2)本協会の名誉を毀損しまたは本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3)その他本協会が不適切と認めたとき

第16条(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 資格者が第11条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失う。ただし、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。
2. 本協会は、資格者がその資格を喪失した場合、既に納入した受講料および更新料等は返還しない。

第17条(資格者名簿)

本協会は、資格者の法人名称または氏名及び連絡先等を記載した資格者名簿を作成する。

第18条(事務所)

本協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。また本協会は、理事会の承認を得て、必要な地に支部などを置くことができる。

第19条(会員規約の追加・変更)

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定める。
2. 本協会は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
3. 本協会の理事会の議決により変更された本規約は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

第20条(情報公開)

1. 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況などを求めに応じ公開するものとし、資格者は別途定める情報公開請求書を事務局に提出してこれを請求する。
2. その他、情報公開に関する必要な事項等は、理事会の議決により別途定める規則による。

第21条(機密情報の保護)

1. 本協会は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。
2. その他、機密情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により、別途定める機密情報保護方針及び関係する規定による。

第22条(個人情報の保護)

1. 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
2. その他、個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により、別途定める個人情報保護方針及び関係する規定による。

第23条(免責および損害賠償)

1. 資格者は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。万が一、本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協会は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず責任を負わないものとする。

2. 資格者が資格解約・資格取り消し等により資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該資格者に対して効力を有するものとする。

第24条(法令の準拠)

本協会の総ての資格者は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本協会が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

第25条(合意管轄)

資格者と本協会の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本協会の総ての資格者に本規約を適用するものとし、総ての資格者は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本規定は、2015年1月1日から施行する。